

学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）

(目的)

第1条 この規程は、学校法人比治山学園（以下「本学園」という。）が保有する情報（本学園が設置する学校が保有する情報を除く。）の公開及び開示に関し、必要な事項を定めることにより、本学園の社会に対する説明責任の遂行及び公正かつ透明性の高い運営の推進に資することを目的とする。

(適用除外)

第2条 本学園の教職員、評議員及び役員（いずれも現職に限る。）が、本学園法人事務局長（以下単に「法人事務局長」という。）の許可を得て、本学園の保有する情報を、業務遂行上利用する場合は、この規程は適用しない。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情 報 本学園において職務上作成され又は取得した文書、記録、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、本学園が組織的に用いるものをいう
- (2) 公 開 公開の対象とする者が容易に情報を閲覧できるように公表することをいう
- (3) 開 示 この規程に定める開示請求手続に基づき、情報を示すことをいう
- (4) 利害関係人 生徒・学生（本学園が設置する学校に入学が確定した者を含む。）、保護者、本学園と雇用関係にある教職員（退職した者を含む。）、同窓生、債権者、抵当権者及び本学園の理事長が認めたものをいう

(社会一般への情報公開)

第4条 本学園は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める情報を本学園のホームページ等を通じて、広く社会に公開する。

- (1) 基本情報
 - ア 「学校法人比治山学園寄附行為」
 - イ 建学の精神・理念

ウ 沿革

エ 役員名簿

オ 「学校法人比治山学園役員の報酬等に関する規程」

カ 組織図

キ 教職員数、学生等の人数、施設・設備の概況等の基礎データ

(2) 経営及び財務に関する情報

ア 中期計画等の基本的経営計画・方針

イ 事業計画書及び事業報告書

ウ 財産目録

エ 貸借対照表

オ 収支計算書

カ 収支予算書

キ 5月1日現在諸表

ク その他補足的説明資料

(3) 監査に関する情報

ア 監事の監査報告書

イ 「学校法人 比治山学園監査規程」

(4) 情報公開等に関する情報

ア この規程

イ 「個人情報保護方針」及び「個人情報の保護に関する規程（法人の部）」

(5) その他

ア 「比治山学園公益通報等に関する規程」

イ 社会一般に公開することを理事長が承認した情報

(公開の時期)

第5条 前条に定める情報の公開については、作成、制定・改正又は取得後速やかに行うものとするが、前条第2号の情報のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、毎会計年度終了後2か月以内に事務所に備えて置かなければならぬ。ただし、ホームページによる公開は、毎年度決算承認日から1か月以内とする。

(公開情報の期間等)

第6条 第4条に定める情報については、最新のもののみを掲載することを原則とする。

ただし、第4条第2号及び第3号に定める情報のうち、事業計画書、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、収支予算書、5月1日現在諸表、監事の監査報告書は、5年分を掲載するものとする。

(公開情報の閲覧)

第7条 何人でも、第4条の規定により公開されている情報（以下「公開情報」という。）について、閲覧の請求をすることができる。

- 2 本学園は、前項の公開情報の閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて閲覧に供さなければならない。
- 3 前項の公開情報の閲覧の請求は、別記様式1号の「公開情報閲覧請求書」により行わなければならない。この場合において写しの交付を請求することを妨げない。
- 4 写しの交付を請求する場合は、第25条第2項に定める実費相当額を写しの交付時に納めなければならない。

(閲覧の受付)

第8条 公開情報の閲覧請求の受付は、本学園法人事務局（以下単に「法人事務局」という。）庶務課において行う。

- 2 公開情報の閲覧請求の受付は、所定の執務時間内で行い、土曜日、日曜日、国民の休日、本学園創立記念日、本学園が定める夏季休業日、年末年始休業日、一斉の振替休日（以下これらを総称し「本学園の休日」という。）及び本学園が業務等の遂行状況から受付を行わないと決定した日の受付は行わない。

(閲覧等)

第9条 前条に規定する公開情報の閲覧請求の受付時に当該情報の閲覧が可能な場合は、受付時において閲覧に供するものとし、写しの交付の請求があった場合も同様とする。

- 2 前条に規定する公開情報の閲覧請求の受付時に、業務等の都合上、当該情報の閲覧又は写しの交付が不可能な場合は、閲覧請求者に別記様式第2号の「公開情報閲覧決定通知書」により10日以内に閲覧場所、閲覧日時等を通知するものとする。

(閲覧時の立会い)

第10条 本学園は、公開情報の閲覧に際し、必要に応じて教職員を立ち合わせができる。

(閲覧者の禁止行為)

第11条 公開情報の閲覧をする者は、資料を汚損若しくは毀損し、又は指定された閲覧

場所以外に持ち出してはならない。

(情報の開示)

第12条 本学園は、利害関係人から、公開情報以外で、法人事務局が保有する情報について、開示請求があった場合は、当該請求に係る情報を開示するものとする。ただし、次の各号に掲げる情報を除く。

- (1) 第17条に掲げる不開示情報
- (2) 図書、雑誌、新聞等
- (3) 写真（デジタルデータを含み、開示情報と一体不可分になっているものを除く。）、動画、録音テープ（デジタルデータを含む。）
- (4) その他法人事務局が法人事務局以外から取得した照会、依頼、申請、請求、通知等及びその回答

2 前項により開示する情報は、「学校法人比治山学園法人事務局処務規程」第12条第1項関係完結文書の保存年限区分表に定められた当該情報の保存年限内のものとする。

(開示請求手続)

第13条 開示請求者は、氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者、連絡先、開示希望の情報及び開示の目的を記載した別記様式第3号の「情報開示請求書」に第25条第1項の開示請求手数料と本人確認書類を添えて、請求しなければならない。

(受付等)

第14条 開示請求の受付の場所及び受付の日時は、第8条を準用する。

2 開示請求の受付において、前条の情報開示請求書の必要な項目に不備があるときは、開示請求者に対し参考となる情報を提供し、その補正を求めた上で、受理することができる。

3 開示請求の受付において、次の各号に掲げる理由があるときは、開示請求を受理しないことができる。

- (1) 本学園を誹謗中傷することを目的にしている場合等、明らかに不法・不当な目的である場合
- (2) 開示請求に係る情報が著しく大量又は大量の開示請求が繰り返される場合等、本学園の業務に支障をきたすと認められる場合

4 開示請求を受理したときは、原則として開示請求者に対し開示請求書の副本1部及び

第25条第1項に定める開示請求手数料の領収書を交付する。ただし、第2項又は第3項に該当すると認められるときは、この手続きを保留することができる。

5 開示請求者が第2項の規定に基づく補正の求めに応じず当該請求を受理できないときは、別記様式第4号-①の「不受理通知書（形式上の不備）」により、第3項の規定に基づき開示請求を受理しないときは、別記様式第4号-②の「不受理通知書」により開示請求者に受理しない旨及びその理由等を通知する。

（開示等の決定）

第15条 開示請求があったとき、情報の全部若しくは一部開示又は不開示（以下「開示等」という。）を決定する開示等決定者は法人事務局長とする。

2 開示等決定者は、前条により受理をした日から本学園の休日を除く30日以内に開示等の決定をし、開示請求者に別記様式第5号-①～別記様式第5号-④までの「情報開示等決定通知書」により開示等の決定、開示の日時及び開示の場所等を通知する。

3 前項にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示等の決定を更に本学園の休日を除く30日以内の期間で延長することができる。この場合において、開示等決定者は、別記様式第6号の「情報開示等決定期間延長通知書」により開示請求者に延長期間及び延長理由等を通知する。

（開示等決定の期限の特例）

第16条 開示請求に係る情報が大量であるため、第14条の受理をした日から60日以内にそのすべてについて開示等決定を行うことにより本学園の業務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、前条の規定にかかわらず、開示請求に係る情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示等決定を行い、残りの部分の情報については、相当の期間内に開示等決定を行うことができる。この場合において、開示決定者は、受理をした日から30日以内に、別記様式第7号による「情報開示等決定期間特例延長通知書」により開示請求者に通知するものとする。

（不開示情報）

第17条 開示請求に係る情報に次の各号に掲げるいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を不開示とする。

(1) 個人に関する情報であって特定個人を識別できるもの、又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により若しくは慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該情報が教職員等に関するものであり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該教職員等の氏名、職及び職務遂行の内容に係る部分。ただし、公にすることに特段の支障を生ずるおそれがある場合を除く。

(2) 行政機関、法人その他の団体（本学園を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で、次に掲げるもの。ただし、法人等の情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、本学園、個人又は法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 公にしないという条件で任意に提供されたもので、本学園、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているもの、また、公にしない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状況等に照らし合わせて合理的であると認められるものの

(3) 本学園の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの

ア 本学園以外の法人等との信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれがあるもの

イ 本学園及び法人等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるもの

ウ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

エ 監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

オ 契約、交渉、争訟にかかる事務に関し、本学園の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

カ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれがあるもの

キ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

ク 本学園の事業に関し、その実施上の正当な利益を害するおそれがあるもの

2 前項の規定は、第4条に定める情報の公開並びにその閲覧及び写しの交付に準用する。
(部分開示)

第18条 開示等決定者は、開示の決定をした情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に除くことができるときは、開示請求者に対し、不開示情報を除いて開示する。

(情報の存否)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、開示等決定者は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 前項の規定により当該開示請求を拒否する場合は、別記様式第8号の「情報存否応答拒否通知書」により開示請求者に通知する。

(第三者に対する意見書提出機会の付与)

第20条 開示等決定者は、開示請求にかかる情報に、本学園の教職員、評議員及び役員（いずれも退職した者を含む。）並びに開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において、開示等の決定に先立ち、当該情報の内容等に照らし適当と認められるときは、第三者に対し、開示請求にかかる情報の表示並びに意見書の提出先及び提出期限等を別記様式第9号の「意見照会」により通知して、意見書を提出する機会を与える。ただし、当該情報に係る第三者の所在が判明しない場合はこの限りではない。

2 開示等決定者は、前項により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見を提出した場合において、開示を決定するときは、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を別記様式第10号の「意見照会情報開示通知書」により通知する。この場合において、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間をおかなければならぬ。

(開示方法)

第21条 開示は、本学園の指定する日時及び場所における閲覧により行う。ただし、開示等決定者が認めたときは、文書、図面等の写しの交付（郵送による交付を含む。）により、これを行うことができる。

- 2 開示の決定に基づき指定する場所において開示を受ける者は、本人確認書類と第15条第2項の情報開示等決定通知書を提示しなければならない。
- 3 開示を受ける者は、写しの交付が認められたときには、第25条第2項で定める実費相当額を写しの交付時に納めなければならない。
- 4 第1項にかかわらず、本学園は正当な理由があるときは、指定した開示実施日時を変更することができる。

(開示時の立会い)

第22条 本学園は、開示の決定に基づき開示を受ける者の指定場所における閲覧に際し、必要に応じて教職員を立ち合わせさせることができる。

(開示の決定に基づき開示を受ける者の禁止行為)

第23条 開示の決定に基づき開示を受ける者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 資料を汚損若しくは毀損し、又は指定された閲覧場所以外に持ち出すこと
- (2) 第21条第1項に定める写しの交付を開示等決定者が認めたときを除いて、資料を贋写、複写又は撮影すること

(開示決定の取消)

第24条 本学園は、開示の決定に基づき開示を受ける者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、開示の決定を取り消し、以後、開示対象となるすべての情報に対してその者からの開示請求には応じない。

- (1) この規程に違反したとき
- (2) 本学園担当者の指示に従わないとき
- (3) 他人（法人等を含む。）に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき

(費用負担)

第25条 第13条に規定する開示請求手数料は300円とする。

- 2 公開情報の写しの交付を請求して、又は開示の決定に基づき写しの交付を受ける場合

に、写しの交付時に納める額は、単色刷りとして用紙（A3版まで）1枚につき20円及びその実施に係る実費相当額（送料、その他の経費に係る額）とする。

（異議申立て）

第26条 開示等の決定又は開示請求に係る不作為について不服がある当該開示請求者及び第三者は、決定を受領した翌日から起算して60日以内に、本学園に対し、別記様式第11号の「異議申立書」により異議の申立てを行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、開示等の決定日の翌日から起算して1年を経過した場合は、異議申立ての権利は失効する。
- 3 異議申立てがあったときは、審査会の審査を経て、別記様式第12号の「異議申立に対する回答書」により理事長名で回答する。ただし、異議の内容が軽微かつ自明のものである場合又はやむをえない事情がある場合は、理事長が回答の決定を行うことができるものとする。
- 4 前項の回答を行った場合は、直近の理事会に異議の内容、回答の決定内容及びその決定理由の概要を報告しなければならない。
- 5 異議申立てを受理してから結果を回答するまでは、当該開示案件にかかる執行を停止しなければならない。

（審査会）

第27条 前条の審査会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) 理事長
 - (2) 専務理事及び理事長が指名する理事1名
 - (3) 理事長が指名する外部有識者 若干名
- 2 前項第2号及び第3号の理事長が指名する委員は、異議申し立ての案件ごとに指名する。
 - 3 審査会の委員長は理事長をもって充て、審査会の議長となる。
 - 4 審査会は、過半数の委員の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

（文書の管理）

第28条 本学園は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等の業務情報を適正に管理しなければならない。

（規程の改廃）

第29条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和元年10月25日制定)

- 1 この規程は、令和元年10月25日から施行する。（ただし、第4条第1号の才については、令和2年4月1日から施行する。）
- 2 情報の公開及び情報の開示の範囲は、この規程の施行日以降に作成した情報とする。
ただし、既に公開されている情報はこの限りではない。
- 3 「学校法人比治山学園財務情報の公開に関する取扱規程（平成24年10月23日制定）」は、この規程の施行期日をもって廃止する。
- 4 「学校法人比治山学園財産目録等の閲覧取扱規程（平成17年2月25日制定）」は、この規程の施行期日をもって廃止する。

附 則 (令和3年2月5日一部改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日一部改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

公開情報閲覧請求書

年　月　日

学校法人比治山学園 御中

学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）第7条第3項の規定により、公開情報の閲覧をしたいので、次のとおり請求をします。

閲 覧 請 求 者	(ふりがな)			
	氏名（名称） (法人の場合は法人名 及び閲覧者の氏名)			
	住所・連絡先	〒	電話番号：() —	
閲覧希望情報				
閲覧の目的 (具体的に記入して ください。)				
希望閲覧方法		<input type="checkbox"/> 閲覧		
		<input type="checkbox"/> 写しの交付	(<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送)	
希望閲覧日時		午前・午後	年　　月　　日	時　　分～　　時　　分

-----【以下は記入しないでください。】-----

【受付窓口記入欄】

受付日	年　　月　　日						
閲覧等の 日時	年　　月　　日　午前・午後　　時　　分～　　時　　分						
閲覧方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送)						
費用	<input type="checkbox"/> 納付 (　　円) <input type="checkbox"/> 保留						
事務局長	次 長		課 長		課 員		

別記様式第2号（第9条関係）

公開情報閲覧決定通知書

年　月　日

様

学校法人比治山学園　印

年　月　日付け公開情報の閲覧請求については、学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）第9条第2項の規定により、次のとおり閲覧することを決定しました。

閲覧日	年　月　日
閲覧時間	午前・午後　　時　分～　　時　分
閲覧情報	
閲覧の場所	※学校法人比治山学園 法人事務局執務室（又は指定する部屋） (比治山大学・比治山大学短期大学部3号館6階 他)
担当部署	学校法人比治山学園 法人事務局庶務課 電話番号：(082)229-0121（直通）
備考	

注意事項

- 1 公開情報の閲覧を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください。

※ 閲覧の場所は、実際に指定する場所を記載すること。

別記様式第3号（第13条関係）

(表)
情報開示請求書

学校法人比治山学園 御中

年 月 日

学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）第13条の規定に基づき、次のとおり
請求します。

1 請求者：

ふりがな			
氏名	㊞		
本学園との 関係	<input type="checkbox"/> 生徒・学生 <input type="checkbox"/> 教職員（退職した者を含む。） <input type="checkbox"/> 抵当権者	<input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 同窓生 <input type="checkbox"/> 債権者	
住所	〒 電話番号：()		
電子メール	@		

2 請求内容等：

情報の件名 又は内容			
請求理由			
希望開示 方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 窓口 (<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送)	

※記入、提出については、必ず裏面をご覧ください。

-----【以下は記入しないでください。】-----

【受付窓口記入欄】

受付日	年 月 日					
本人確認 書類	<input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 教職員証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ()					
開示請求 手数料	<input type="checkbox"/> 納付 <input type="checkbox"/> 保留					
事務 局長	次 長	課 長	課 員			

(裏)

□「情報開示請求書」記入上の注意：

・「本学園との関係」欄

記載された本学園の利害関係人の区分からお選びください。なお、定められた区分にあてはまらない方からの開示請求はお受けできませんので、ご注意ください。

・「住所」欄・「電子メール」欄

開示等の決定の連絡に必要となります。正確にご記入ください。

・「情報の件名又は内容」欄

具体的にわかりやすく記載してください。

・「請求理由」欄

簡潔にわかりやすく記載してください。

・「希望開示方法」欄

開示の方法については、ご希望に沿えない場合がありますのでご了承ください。

写しの交付が認められた場合は、複写に係る実費相当額（A3 版以内モノクロ 1 枚 20 円）が発生します。また、郵送の場合は送料実費相当額が発生します。開示を受ける前に現金にてお支払ください。写しの可否、実費 相当額については、「情報開示等決定通知書」に記載されます。

□「情報開示請求書」の提出について：

- 1 「情報開示請求書」、本人確認書類（顔写真付証明書）、開示請求手数料（300 円）を情報開示請求書提出窓口にご提出ください。開示請求手数料は、つり銭がないようご準備ください。なお、開示請求手数料は、開示が不許可になった場合でも返還はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 2 開示等の決定については、受理をした日から学園の休日を除く 30 日以内に開示等の決定をし、開示請求者に所定の様式による書面（「情報開示等決定通知書」）にて開示等の決定、開示窓口および開示日等を通知します。
- 3 開示等の決定を更に本学園の休日を除く 30 日以内の期間で延長する場合もあります。この場合は、所定の様式による書面（「情報開示等決定期間延長通知書」）をもって開示請求者に延長期間および延長理由等を通知します。
- 4 開示請求に係る情報が大量で、受理の日から 60 日以内にそのすべてについて開示等の決定ができない場合に、受理の日から 60 日を超えて相当の期間内に開示等の決定を行うときがあります。このときには、受付をした日から 30 日以内に所定の様式による書面（「情報開示等決定期間特例延長通知書」）をもって開示請求者にその期限及び延長理由等を通知します。

以上

別記様式第4号-①（第14条関係）

不受理通知書（形式上の不備）

年　月　日

様

学校法人 比治山学園

印

年　月　日付けの情報開示請求書は形式上の不備があるため、学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）第14条第5項の規定に基づき、次のとおり受理しないことを決定しました。

情報の件名又は内容	
受 理 し な い 理 由	
担 当 部 署	学校法人比治山学園 法人事務局庶務課 電話番号：（082）229-0121（直通）
備 考	
注意事項 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本学園に対して異議申し立てをすることができます。	

別記様式第4号-②（第14条関係）

不受理通知書

年　月　日

様

学校法人 比治山学園

印

年　月　日付けの情報開示請求について、学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）第14条第3項の規定に基づき受理しないことを決定しましたので、同規程第14条第5項の規定により、次のとおり通知します。

情報の件名又は内容	
受 理 し な い 理 由	
担 当 部 署	学校法人比治山学園 法人事務局庶務課 電話番号：（082）229-0121（直通）
備 考	
注意事項 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本学園に対して異議申し立てをすることができます。	

別記様式第5号-①（第15条関係）

情報開示等決定通知書

年　月　日

様

学校法人 比治山学園

印

年　月　日付けの情報開示請求について、開示することを決定しましたので、
学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）第15条第2項の規定により、次のとおり通知
します。

情報の件名又は内容	
※開示の日時	年　月　日（　）　　時から 年　月　日（　）　　時まで
※開示の場所	
※写しの交付	<input type="checkbox"/> 可　（納付額　　円） <input type="checkbox"/> 不可
担当部署	学校法人比治山学園 法人事務局庶務課 電話番号：（082）229-0121（直通）
備考	
注意事項	
※1 情報の開示を受ける際は、この通知書及び本人確認ができる顔写真証明書（学生証、職員証、運転免許証、パスポートなど）を職員に提示してください。	
※2 上記実費手数料は開示時に持参してください。	
※3 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください。	
4 開示により得た情報は、適正に用いなければなりません。	
※ 開示請求の状況又は開示等決定において、不要となる欄又は文字を削除すること。	

別記様式第5号-②（第15条関係）

情報開示等決定通知書（部分開示）

年　月　日

様

学校法人 比治山学園

印

年　月　日付けの情報開示請求について、学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）第18条の規定に基づき部分開示することを決定したので、同規程第15条第2項の規定により、次のとおり通知します。

情報の件名又は内容					
※部分開示の日時	年	月	日	()	時から 年　月　日 () 時まで
※部分開示の場所					
開示しない部分及びその理由					
※写しの交付	<input type="checkbox"/> 可 (納付額 円)				<input type="checkbox"/> 不可
担当部署	学校法人比治山学園 法人事務局庶務課 電話番号：(082) 229-0121 (直通)				
備考					
<p>注意事項</p> <p>※1 情報の開示を受ける際は、この通知書及び本人確認ができる顔写真証明書（学生証、職員証、運転免許証、パスポートなど）を職員に提示してください。</p> <p>※2 上記実費手数料は開示時に持参してください。</p> <p>※3 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください。</p> <p>4 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本学園に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>5 開示により得た情報は、適正に用いなければなりません。</p>					

※ 開示請求の状況又は開示等決定において、不要となる欄又は文字を削除すること。

別記様式第5号一③（第15条関係）

情報開示等決定通知書（不開示）

年　月　日

様

学校法人 比治山学園

印

年　月　日付けで開示請求のあった情報については、学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）第17条の規定に基づき、次のとおり開示しないことを決定したので、同規程第15条第2項の規定により、次のとおり通知します。

情報の件名又は内容	
開示しない理由	学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）第17条第　号に該当
担当部署	学校法人比治山学園 法人事務局庶務課 電話番号：（082）229-0121（直通）
備考	
注意事項 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本学園に対して異議申立てをすることができます。	

別記様式第5号-④（第15条関係）

情報開示等決定通知書（不存在）

年　月　日

様

学校法人 比治山学園

印

年　月　日付けで情報開示請求のあった情報については、次のとおり保有していないため、学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）第15条第2項の規定により、次のとおり通知します。

情報の件名又は内容	
当該請求情報を保有していない理由	<p>1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了により廃棄したため 3 その他</p> <p>[]</p>
担当部署	学校法人比治山学園 法人事務局庶務課 電話番号：（082）229-0121（直通）
備考	
注意事項 この措置について不服がある場合は、この措置があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本学園に対して異議申立てをすることができます。	

別記様式第6号（第15条関係）

情報開示等決定期間延長通知書

年　月　日

様

学校法人 比治山学園

印

年　月　日付けの情報開示請求について、学校法人比治山学園情報公開規程
(法人の部) 第15条第3項の規定に基づき、次のとおり決定期間を延長します。

情報の件名又は内容	
決定期間の満了日	年　月　日
延長後の決定期間	年　月　日まで
延長の理由	
担当部署	学校法人比治山学園 法人事務局庶務課 電話番号：(082)229-0121(直通)
備考	

別記様式第7号（第16条関係）

情報開示等決定期間特例延長通知書

年　月　日

様

学校法人 比治山学園

印

年　月　日付けの情報開示請求について、学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）第16条の規定に基づき、次のとおり開示決定等をする期間を延長したので通知します。

情報の件名又は内容	
情報開示請求があった日から60日以内に当該開示請求情報のすべてについて開示決定等をすることができない理由	
請求情報の相当の部分について開示決定等をする期間	年　月　日まで
残りの請求情報について開示決定等をする期限	年　月　日まで
担当部署	学校法人比治山学園 法人事務局庶務課 電話番号：(082) 229-0121 (直通)
備考	

別記様式第8号（第19条関係）

情報存否応答拒否通知書

年　月　日

様

学校法人 比治山学園

印

年　月　日付けの情報開示請求について、学校法人比治山学園情報公開規程
(法人の部) 第19条第1項の規定に基づき存否応答を拒否し、同条第2項の規定により、次のとおり通知します。

情報の件名又は内容	
情報存否応答拒否の理由	当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるため。
担当部署	学校法人比治山学園 法人事務局庶務課 電話番号：(082)229-0121（直通）
備考	
注意事項 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本学園に対して異議申し立てをすることができます。	

別記様式第9号（第20条関係）

意見照会

年　月　日

様

学校法人 比治山学園

印

学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）の規定に基づき、次のとおり、
に関する情報が記録された情報について、情報開示請求がありましたので、
同規程第20条第1項の規定に基づき、意見照会します。
については、当該情報の開示決定等に関して、意見書を提出することができますので、意見
があれば書面により 年　月　日までに回答してください。
なお、 年　月　日までに回答がない場合は、意見がないものとして処理しま
す。

情報の件名	
情報に記録 されている内容	
情報開示請求が あった日	年　月　日
意見書の提出先	学校法人比治山学園 法人事務局庶務課 電話番号：（082）229-0121（直通）
備考	

別記様式第10号（第20条関係）

意見照会情報開示通知書

年　月　日

様

学校法人 比治山学園

印

年　月　日付けの意見照会に対し、　から開示について反対意見が提出された情報について、次のとおり開示することを決定したので、学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）第20条第2項の規定により、次のとおり通知します。

情報の件名	
情報に記録されている内容	
開示を実施する日	年　月　日
※開示を行う場所	
開示方法	
開示決定をした理由	
担当部署	学校法人比治山学園 法人事務局庶務課 電話番号：(082)229-0121（直通）
備考	
注意事項	
この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、学校法人比治山学園に対して異議申立てをすることができます。	
なお「情報開示を実施する日」の前日までにないときは、異議申立てができる期間内であっても開示されることとなります。	

※ 開示決定の状況に応じて、不要となる欄を削除すること。

別記様式第11号（第26条関係）

異議申立書

年　月　日

学校法人比治山学園 御中

学校法人比治山学園情報公開規程（法人の部）第26条第1項により、次のとおり異議申立てをします。

1 異議申立人：

ふりがな			
氏 名	(印)		
本学園との 関係	<input type="checkbox"/> 生徒・学生 <input type="checkbox"/> 教職員（退職した者を含む。） <input type="checkbox"/> 抵当権者	<input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 同窓生 <input type="checkbox"/> 債権者
住 所	〒 電話番号：() —		
電子メール	@		

2 異議申し立てに係る措置等：

件 名			
文書日付	年	月	日
決定又は措置 があったこと を知った日	年	月	日

3 異議申立ての趣旨及び理由：

異議申立ての 趣旨	
異議申立ての 理由	

別記様式第12号（第26条関係）

異議申立てに対する回答書

年　　月　　日

様

学校法人比治山学園理事長

○ ○ ○ ○ 印

年　　月　　日付けの異議申し立てについて、学校法人比治山学園情報公開規程
(法人の部) 第26条第3項の規定により、次のとおり回答します。

1 本件異議申立ての対象

2 異議の概容

3 異議に対する結論

4 理由等